一般質問通告一覧表

| 日付 | 発言者順序 【質問方式】 | 発言の要旨 |
|------------------------|-------------------|---|
| 平 | 1 上原しのぶ 【一問一答】 | 1 小中一貫校とこども園の実施について |
| - 成 25 年 3 | 2 有村 京子【一問一答】 | 1 動物愛護対策について |
| 月 6 日 (水) | 3 竹内ひろみ 【一問一答】 | 1 こども園の計画について |
| (/)() | 4 吉波 伸治 【一問一答】 | 1 小中一貫教育の検討事項と検討方法について |
| | 5 成田 智樹【一問一答】 | 1 学校生活における安全について |
| 7 日 (木) | 6 中浦 新悟 【一問一答】 | 1 市立病院指定管理者の信頼性について |
| | 7 白本 和久 【一問一答】 | 1 市営再開発住宅の空き家対策について |
| | 8 角田 晃一 【一問一答】 | 1 「市民満足度調査」について2 「部の仕事目標」について |
| | 9 惠比須幹夫【一問一答】 | 1 解体工事現場における環境保全対策、市発注工事における再生砕石の安全性の確認について2 3 Rの推進、事業系ごみの管理体制について |
| 8 日 (金) | 10 塩見 牧子【一問一答】 | 1 生駒市の教育行政について |
| | 11 下村 晴意【一問一答】 | 1 「子育て環境」の整備について2 障害者の自立、就労支援の取り組みについて |

生駒市議会議長

山田正弘殿

生駒市議会議員



発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年 2月 7日 午後 3時 30分 受領

| ł | の種類 付ける) | 一質疑・一般質問(=括質問方式・一問- | 一答方式)・一繁急質問 |
|----|-------------|---------------------|-------------|
| 番号 | | - 質燥・質問事項 | (要旨は別紙参照) |
| 1 | 小中- | 一貫校とこども園の実施について | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | · | |

| 番号 | 質疑・質問事項 |
|----|-------------------|
| 1 | 小中一貫校とこども園の実施について |
| | 質疑・質問の要旨 |

昨年、市はこども園の創設と高山スーパースクールゾーン構想につい て全員協議会で説明されました。市が作成されたパンフレットによりま すと(仮称)南こども園は平成28年度開園、(仮称)高山こども園は 平成29年度開園とあります。小中一貫校については、生駒北小、北中 の一貫教育が平成27年度開始となっています。そして、市は昨年から 今年にかけて当該地域で説明会を開催されています。

しかし、説明会席上で市民からは、多くの意見や疑問が出されました。 また、先日の市民懇談会においても参加者からこども園や小中一貫校に ついての意見が出されました。住民からこのような意見や疑問が噴出す る中での制度実施には大きな問題を感じます。仮にこの制度を実施する としても地域住民の合意や現場の教職員の理解なしに実施するのは問題 があると思います。そこで、制度実施にあたって次のことを質問します。

- 地域での説明会で、住民から具体的にどのような意見が出され 1 たのか。
- 2、 説明会で様々な声を聞いて、南こども園と高山地区のスーパー スクールゾーン構想について、どのように進めていく考えか。 また、市全体の教育行政に変化はあるのか。
- 3、 懇話会について
 - ① 懇話会メンバーはどのように選抜されたのか。
 - ② どのような話し合いがされているのか。
 - ③ 懇話会の結論にしたがって進めて行かれる考えか。
- 4、 現場の教職員との話し合いはどうなっているのか。
- こども園について、以下の問題についてどのように考えている 5、 のか。
 - ① 南こども園の大規模化による保育・幼児教育について。
 - ② 高山こども園における公私合併による公立園の廃止につ いて。
- 6、 なぜ、制度実施を急いでいるのか。

平成25年2 月25 日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 様

生駒市議会議員

有村京子意

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日 午前 / 0 時 3 0 分 受領

| | の種類 付ける) | 質疑・一般質問 (一括質問方式・一問一答方式)・ 緊急質問 |
|----|-------------|-------------------------------|
| 番号 | | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 動物質 | 愛護対策について |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

| 番 号 | 質疑 • 質問事項 | | | | | |
|--------|------------|--|--|--|--|--|
| / | 動物愛護対策について | | | | | |
| | 質疑・質問の要旨 | | | | | |

平成23年度の全国の犬・猫殺処分数は猫が約13万1千頭、犬が約4万3 千頭で合計17万4千頭でした。前回一般質問で取り上げた時の平成19年度 の処分数約30万件から比べると約半分弱減っていることになり、今後も殺 処分が減少していくことが望まれます。

全国的に動物愛護の機運が盛り上がりつつある中、平成24年9月5日に、 改正動物愛護管理法が公布されました。この法律は昭和48年に制定され今回 で3回目の改正となります。

この改正案が出された理由は、昨今の動物愛護の気風の盛り上がりに呼応 して動物取り扱い業の適正化を図るため、現行の動物取り扱い業に係る規制 を強化し届け出制度を創設すると共に、動物の適正な飼養と保管を図るため 動物の所有者について終生飼養の責務を追加し、自治体が犬や猫の引き取り を拒否できることとし、愛護動物に対する殺傷や虐待などの罰則を強化する 必要があったので改正案が提出されました。改正動物愛護管理法の中でも私 が注目した条文は、第7条(動物の所有者等の責務)として動物の所有者は 当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(終生飼養)に努めなけ ればならないし、みだりに繁殖しないよう適切な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。動物の所有者は当該動物の逸走を防ぐ措置を講ずるよう努め なければならない。

第35条(犬および猫の引き取りについて)所有者の判明しない犬または猫の 引き取りを、その取得者やその他の者から求められた場合にも相当の理由が 無い限り引取りを拒否することができる。引き取りを行った犬または猫につ いて殺処分がなくなることを目指して所有者がいると推察されるものについ てはその所有者に返還するよう努めるとはに、所有者がいないと推察される 動物についても飼養を希望するものを募集し譲り渡すよう努めることとす る。

また、改正動物愛護管理法に対する付帯決議では自治体に対して以下の点 を求めています。

・犬猫の引き取り数の減少が殺処分減少に寄与するので引き取りの要件を厳 格化し引き取りを繰り返し求める者やみだりに繁殖させた者からの引き取り を拒否できるようにするなど、引取りの更なる減少を目指すこと。

- ・ 引き取られた犬・猫についても譲渡の対象とし譲渡の機会を増やして殺処 分頭数をゼロに近づけること。
- ・「地域猫」対策は苦情件数の低減や猫の引き取り頭数の減少に効果があるので、官民上げて一層の推進を図ること、そして駆除目的に捕獲された飼い主不明猫の引き取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむたえず引き取る際には譲渡の機会が得られるよう最大限努めること。

「地域猫」対策とは、飼い主不明猫に不妊手術をしてこれ以上増やさないようにしたうえで適切に餌を与えて食べ残しや糞の清掃をして管理していくというものです。戸外で生活する猫の寿命は3~4年と短いので飼い主不明猫の数は確実に減少していきます。

生駒市でも動物愛護ボランティアがこの「地域猫」活動に熱心に取組まれており、生駒市も不妊手術の助成金を出し、広報で「地域猫」についての啓発記事を掲載したりなどの支援をしています。

しかし、こういった努力にもかかわらず「地域猫」活動が単なる「餌やり」と 混同されて愛護ボランティアが苦情や妨害を受けることがあるという現状で す。

そこで以下の点について質問いたします。

この度の動物愛護と管理に関する法律の改正をうけて、本市でも動物愛護の 更なる意識向上のための取り組みを何か考えているのか。

犬・猫引き取りの窓口対応はどのようにされてきたのか、そして今後どうするのか。

不妊手術補助金申請の際、自治会長印が必要であるが、自治会によって対応 に大変な差がある。自治会長に対する啓発はどのようにされてきたのか。

不妊手術の申請手続きが簡略な自治体も幾つかある。本市の動物愛護ボランティアも組織化されボランティア登録を行い社会的認知度信用度も徐々に高まりつつある、そして「地域猫」の市広報も一定の効果はあった。もう手続きを簡略化しても良い時期ではないかと考えるがごうか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

3

平成25年2月1日

生駒市議会議長

山田正弘様

生駒市議会議員

竹内ひろみ 印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成 10 時 55分 受領

| , | | | 午所 10 時 55分 受領 |
|----|-----|--------------------|----------------|
| | の種類 | 質疑・一般質問 (一括質問方式・一問 | 一答方式) · 緊急質問 |
| 番号 | | 質疑・質問事項 | (要旨は別紙参照) |
| 1 | こども | 園の計画について | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

| 1 こども園の計画について | 番号 | | 質疑 | • | 質問事項 | |
|---------------|----|-------------|----|---|------|--|
| | 1 | こども園の計画について | | | | |

市は、昨年10月「高山スーパースクールゾーン構想」を発表しました。その中には、 市立高山幼稚園と私立北倭保育園を一体化し、私立の(仮称)高山こども園とすることが 含まれています。また、同時に、南幼稚園とみなみ保育園ーいずれも公立一を一体化し、 公立の(仮称)南こども園を創設する計画も発表されました。

高山スーパースクールゾーン構想については、地元や教育関係者、保護者などに事前に何の説明も意見聴取もなく突如発表されたことに、各方面から強い批判が起こり、急遽タウンミーティングや懇話会、保護者説明会が行われてきているところです。しかし、これらの話し合いでは、小中一貫校の問題が中心となっており、幼稚園と保育園を一体化してこども園にすることについては、11月に2回懇話会がもたれたもののタウンミーティングでもあまり論議されることなく進んでいるように思われます。ただ、2月始めに各園で開かれた保護者説明会では、多くの保護者が出席されて様々な懸念や要望が出されたところもあり、保護者にとっては大きな問題であることを認識しました。

中でも、南こども園は3年後という極めて早期の開園を目指しており、そのためには早急に設計にかからなければ間に合わないような計画です。これらの計画がどのような経緯で立てられたのか、地域や保護者、教育現場の理解を得ることができるものかをしっかりと検証する必要があると思われます。

そこで、以下の質問をさせていだだきます。

- 1. 園舎の老朽化、耐震性不足のために建て替えが必要といわれますが、南幼稚園は耐震 化工事で間に合うのではないですか。建て替える方がよいと判断された根拠は何です か?
- 2. 幼保一体でよりよい就学前教育を目指すといわれますが、現在も行われている幼保小の交流や統一カリキュラムなどでも十分可能ではないですか? また、こども園と他の幼稚園・保育園とのバランスの問題もあるのではないですか? いずれ市内の全幼稚園・保育園もこども園にすることを考えているのですか?
- 3. 幼稚園の児童減少と保育園の待機児童の増加に対応するといわれますが、本市では年少者の人口は増えており、今後幼稚園の児童数がどうなるかはまだ予測できません。また、保育所の待機児童はO-2歳が最も多く、こども園になっても、O-2歳児の受け入れを増やす対策をとらなければ、待機児童が減ることにはつながらないと思われま

すが、どのような計画になっていますか?

- 4. これまでに行われた「子ども子育て支援懇話会」や「保護者説明会」で様々な意見が出されています。この中には、非常に重要な問題が含まれていますので、しっかり検討する必要があると思われます。
 - ① 南幼稚園とみなみ保育園が一つになれば、園児は300人ほどになり、非常に大規模の園になります。単に園児の数が増えるだけではなく、幼稚園と保育園という本来異なる機能をもったものを一つにすることに伴って、考慮すべき点が多々あると思われます。
 - a) 3歳以上の長時間保育児と短時間保育児、3歳未満の長時間保育児が同一の施設で多様な園生活を送ることになりますので、それぞれの時間の過ごし方に合わせたきめ細かな保育が求められます。また、園舎も、幼稚園児だけのときとは違い、より多くの多様な保育室を必要とします。そしてそれだけ広い園舎が必要ということになります。

また、現在の南幼稚園の園庭は狭く、クラスごとに交代で遊ばなければならないともききました。小さい保育園児も安全に遊べるような配慮も必要です。 以上のことを満たすに十分な敷地がありますか?

- b) 園の周辺の道路は狭く、交通量も多く、送迎の車などが多くなると危険ですが、 どんな対策を考えておられますか?
- c) 長時間保育とともに、年齢によっても多様な時間の過ごし方に合わせたきめ細かい保育が必要です。 年齢毎のクラスの定数、職員配置などについて、しっかりと検討することが必要です。 懇話会でも出されていましたが、設計の段階から現場や専門家の意見を取り入れ、しっかりシミュレーションをした上でよい園にしていく必要がありますが、どのようにしていくお考えですか?
- d) 幼稚園と保育園が一つになるために、幼稚園教諭や保育士の労働環境は大きく変わります。労働強化にならず、余裕をもってこどもに接することができるように、どのような体制を考えておられますか?
- e) 昨年8月に可決された「新認定こども園法」は2015年に本格実施される予定です。南こども園は、認定こども園ではないということですが、この法律との関連はどのように考えておられますか? いずれ認定こども園に移行する予定はないですか?

平成 25年 2 月 25日

生駒市議会議長

山田正弘 様

生駒市議会議員

吉波伸治量

発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年2月25日午後12時5分受領

| | | | 门交 /4 时 3 万 文限 |
|----|-------------|--------------------|----------------|
| | の種類 付ける) | 質疑・一般質問(一括質問方式・一問一 | 答方式) ・ 緊急質問 |
| 番号 | | 質疑・質問事項 | (要旨は別紙参照) |
| 1 | | 中一貫教育、検討事項と | た検討な法、 |
| 2 | | | |
| 3 | | | ; |
| 4 | | | 1 |
| 5 | | | |

| 番号 | 質疑 • 質問事項 |
|----|----------------------|
| 1 | 小中一貫教育の検討事項と検討方法について |
| | |

市が昨年公表した「スーパースクールゾーン構想」は大きな反響を呼んでおります。スーパーと銘打っている通り、思い切った斬新な構想であります。それだけに、この構想が実施される、実施されない、実施の場合はどのように実施されるかは、将来の生駒市の教育・子育て・食育等に大きな影響をもたらします。

この構想はまだたたき台・案に過ぎず、今後、市民等の意見を聞きながら検討を進めていくとのことですが、十分な検討がなされることを期待し、今回は、「スーパースクールゾーン構想」のうちの小中一貫教育の検討事項と検討方法について、以下のように質問いたします。

記

- (1) 小中一貫教育を検討する小中一貫教育懇話会の第1回がこの2月14日に開催されましたが、この 懇話会の参加者の選出はどのように行われましたか。
- (2) これまで、市が小中一貫教育について市民に説明し、市民からの意見を聞く大きな機会は3回ありました。昨年12月2日のタウンミーティング、今年1月22日の北小保護者説明会、同1月24日の北中保護者説明会です。この3つの説明会では市民から検討すべき事項が複数出されました。それも含め、最も重要だと認識されている検討事項を3つ挙げるとすれば何だとお考えですか。
- (3) 広範な市民もこの問題を考え検討することができるように、懇話会などの検討過程の情報を速やかに広報する必要がありますが、それはどのようにされますか。
- (4) 小中一貫教育懇話会で学識者、保護者、地元住民、学校の管理者・教員からの意見を吸い上げ、それが構想に反映されることになりますが、それ以外に市民の意見を吸い上げるやり方、例えばパブコメやアンケートなどを実施されるお考えはありますか。

平成25年 2月25日

生駒市議会議長

山田 正弘 殿

生駒市議会議員

成田 智樹

平成一生年一月一十日



発言通告書

次のとおり通告します。

 発言の種類 (○を付ける)
 質疑・一般質問 (○を付ける)
 質疑・質問事項
 (要旨は別紙参照)

 1
 学校生活における安全について

 2

 3

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

5

| 番号 | 質疑 • 質問事項 |
|----|----------------|
| 1 | 学校生活における安全について |
| | |

質疑・質問の要旨

生駒市総合計画の施策の大綱のひとつとして「いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち」と掲げられているとおり、安心・安全なくらしはすべての市民の根源的な願いです。そして、児童、生徒が学校生活において安全に過ごすことは、教職員、保護者をはじめ関係者のみならず、良識ある市民全員の願いであることは言うまでもありません。毎日、様々な形でその実現、持続のために尽力されているみなさまに対し、あらためて心から敬意を表するものです。

学校生活における安全については、生駒市議会公明党としてこれまでも、学校施設の耐震化および防災機能の強化、非構造部材の耐震対策の推進、通学路の安全確保そして、いじめ防止に向けての取組み強化等、多くの課題について質問し、種々提案させていただいております。それらに対し、本市としては、昨年9月に文部科学省から発出された「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」等、国、県の方針に従い、様々な施策に取組まれていることと思料いたしますが、それに関連して、以下の2点について質問いたします。

1. 通学路の安全対策について

本年1月25日、国土交通省、文部科学省および警察庁は、昨年4月に京都府亀岡市で発生した、登校中の児童等の列に自動車が突入する事故をはじめ、通学中の児童が死傷する事故が連続して発生したことを受け実施された、通学路の緊急合同点検について、その取組状況の報告を行いました。これを受け、本市においても、同29日に「通学路の緊急合同点検結果の公表について(報告)」として、議会に書面で報告され、2月1日には市のホームページに掲載・公表されました。

本市では、亀岡市の事故が発生する以前に、県主導のもと「通学路における歩行空間の調査」を実施し、その調査の概要については、昨年3月の議会において私が一般質問し、その際、危険箇所解消に向けた対策に早急かつ主体的に取組まれるよう要請したことは記憶に新しいところです。

このたびの公表内容のとおり、現在、順次取組まれていることと思料しますが、それに関し、以下の通り質問いたします。

- ①今回の「緊急合同点検」について、点検・調査方法、危険箇所および対策必要箇所の判定ならびに対策方法の決定などは、どのようなプロセス、スケジュールを経て実施されたのか。
- ②報告では、対策必要箇所のほとんどが、平成25年度中の対策実施予定となっているが、すでに計画は策定済みか。他より優先的に対策が行われる箇所等はあるのか。
- ③点検結果は、ホームページに公表されているが、広く市民に周知し、施 策に対する理解を得るため、各校区において説明会等を開催するべきだ と考えるがどうか。
- ④通学路の安全確保のためには、継続的取組みが欠かせないものと考える。 交通安全教育等、ソフト面の施策を含め、今後どのように取り組んでい くのか。

2. 体罰について

大阪市立高校のクラブ活動における担当教諭の体罰により、生徒が自殺するという傷ましい事件を契機に、教師による数々の体罰の実態が明るみとなっています。体罰は、学校教育法で禁止されている決して許されない行為であり、明確な人権侵害であるにもかかわらず、いまだに公のメディアを通じて、体罰を容認する発言、投稿等もあり、この問題の深刻さが浮彫りとなっています。本市における体罰撲滅への取組みについて質問します。

- ① 今回の大阪市立高校の問題(生徒の自殺)発覚後、市内の学校における 「体罰」に関する実態調査は実施しているか。
- ② このたび、文部科学省からの依頼に基づき、県下の公立小、中、高校においてアンケート調査が実施されたと聞くが、どのような内容か。またその結果は公表されるのか。
- ③ 体罰撲滅に向けて、断固たる厳しい姿勢で臨むべきと考えるが、市としての方針はあるのか。

平成25年 2月26日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 様

生駒市議会議員

中 浦 新 悟



発言通告書

次のとおり通告します。

平成之 年 2 月 2 6 日 午後 / 時 2 0 分 受領

| | | | - | 午後 | 時 | ❷◎分 勞 | を領 |
|----|---------|-----------------|------------------|---------------------------------------|------|-------|------|
| | の種類付ける) | 質疑 · 🤇 | 般質問 (一括質問方式 | ・一問一答 | 方式)・ | 緊急質問 |] |
| 番号 | | | 質疑・質問事項 | | (要旨 | は別紙参 | 照) |
| 1 | 市立症 | 病院指定管理 者 | 者の信頼性について | | | | |
| 2 | | | | e e e e e e e e e e e e e e e e e e e | | | |
| 3 | | | | | | | 1000 |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

| 番号 | 質疑·質問事項 |
|----|-------------------|
| 1 | 市立病院指定管理者の信頼性について |
| | |

最近、東洋経済新報社が発行する週刊東洋経済をはじめ、さまざまな報道機関から市立病院の指定管理者である徳洲会の特集記事が掲載されました。 それは、徳洲会側が事務総長であった能宗氏を解任するに当たっての調査で書かれた聴聞通知書と、それに対する能宗氏の聴聞通知書に対する回答をもとに報道されています。

その内容は、指定管理者・徳洲会理事長徳田虎雄氏二男徳田毅国交・復興政務官の辞任にまつわる事件とその解決に要したとされる金銭の問題や、徳田虎雄氏が代表を務めた旧自由連合に関連する政治資金と選挙等に関することについて、また、徳洲会理事(徳田氏の親族)の高額な役員報酬、特定医療法人と社会医療法人の私物化の疑念などについてであります。さらには、以前、議会でも議論となりました徳洲会事務総長であった能宗氏と暴力団との交際について、改めて報道されました。

その他、市民の指定管理者・徳洲会に対する信頼性を損ねるような内容の報道がされています。

これらの報道を受けて、改めて市立病院の指定管理者・徳洲会の信頼性についての市の見解と、そのことをふまえて、今後の病院事業の進め方についてお伺いします。

- ① 現在、市と徳洲会の関係は法的にどのような状態にあるのか。
- ② 一連の報道内容をいつ承知したか。
- ③ 一連の報道内容について、市はどのように認識しているのか。また、徳洲 会への確認など何らかの対処を行ったのか
- ④ 今後の市立病院事業の進め方をどのように考えているのか。

平成 25 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

山田正弘様

生駒市議会議員

白本和久里

発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年2月26日午後/時15分 受領

| 発言の種類 (○を付ける) | | 質疑・一般質問(一括質問方式・一問一答方式) | · 緊急質問 |
|------------------|-----|------------------------|---------|
| 番号 | | 質疑・質問事項(要 | 旨は別紙参照) |
| 1 | 市営∓ | 再開発住宅の空き家対策について | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

| 番 号 | 質疑・質問事項 |
|--------|-------------------|
| | 市営再開発住宅の空き家対策について |

市営再開発住宅とは、再開発事業の施行区域内に住む借家人などの方が 事業による立ち退きによって、住むところに困る場合に入居していただく ために、生駒市が国から補助を受け平成6年に建設した賃貸住宅です。

現在、7軒のうち3軒が長期間空き家です。そこで、以下のことについて質問をさせてもらいます。

- 1 空き家になっているこれまでの経緯は?
- 2 空き家をこのままにしていくことに疑問を感じます。入居してもらうための方策は?
- 3 空き家をなくすために、応募のための提出書類などが煩雑であるという声もあるが、入居しやすいようにするため簡略化する考えは?
- 4 収入条件以外で、入居資格 (再開発住宅条例第3条) を緩和する考えは?

平成 25年2月26日

生駒市議会議長

山 田 正 弘 殿

生駒市議会議員

角田晃一



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成之5年 之月26日 午後 2時2/分 受領

| | | | 十/女一時二/分 受領 | | | |
|------------------|---------------|-----------------------|--------------|--|--|--|
| 発言の種類 (○を付ける) | | 質疑・○一般質問 (一括質問方式・ ○一問 | 問一答方式 · 緊急質問 | | | |
| 番号 | | 質疑・質問事項 | (要旨は別紙参照) | | | |
| 1 | 「市民満足度調査」について | | | | | |
| 2 | 「部の仕事目標」について | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |

| 番号 | 質疑 | • | 質問事項 | |
|----|---------------|---|------|--|
| 1 | 「市民満足度調査」について | | | |

平成22年3月に策定した第5次生駒市総合計画の実現に向けて、分野ごとに設定している指標等の動向を把握するため、平成24年5月に2回目の「市民満足度調査」を実施されました。前回と異なるのは新たに「事業者満足度調査」も併せて実施されましたが、今回は「市民満足度調査」について質問を致します。

この調査の目的は、第5次総合計画の分野ごとに設定している「目指す姿」や具体的な「指標」、各主体の役割分担について、市民の意見や取組状況を把握し、計画が順調に進んでいるかを適切に管理するとともに、平成26年度からの後期基本計画の策定に役立てるとされています。調査対象は20歳以上の生駒市民、今回対象数は3、000人、抽出方法は平成24年4月1日現在で住民基本台帳及び外国人登録をされている方から無作為抽出。調査期間は平成24年5月15日から31日までの約2週間で、有効回答数は1、565件で回答率は約52.2%。となっています。調査内容は:定住意向、総合的な住みやすさの満足度、取り組みやサービスの満足度、市政への関心などで12の設問からなっています。なお比較している前回調査は平成22年度「市民満足度調査」の結果報告書に基づいているとのことです。

抑々民意を適確且タイムリーに把握することは自治体の責務。何故なら自治体は行政 サービスを行う地域の独占企業であり、最大のサービス産業でもあります。少なくとも 当市においてはそうであります。市民の福祉向上を図るには状況変化を適確に捉え、市 民ニーズにタイムリーに応えていく必要があります。然し今回の調査を仔細に見て見ま すと回答の中に「判断ができない」「どちらとも言えない」との回答がかなりあること が判りました。「どちらともいえない」と判断に迷う設問も問題ですが、「判断ができ ない」設問を作ることはもっと問題です。3年に一度の大事な調査でこのような回答が 多いというのは、市民と行政双方にとってマイナスではありませんか。少なくとも今後 に生かせない点では問題だと考えます。

以下具体的にお尋ねします。

総合計画に示す生駒市の目指す姿の進捗度(市民満足度調査のP100)についてですが、市は

- 11-1「市民が主役となってつくる、参画と協働のまち」について思う、思わないが同程度としているが、「どちらとも言えない」との回答がほぼ全ての項目(各項目で一番多いもの)で30%以上、つまり大凡1/3は「どちらとも言えない」と回答していると考えられるのではないでしょうか。
- 11-2「子育てしやすく、誰もが成長できるまち」については「どちらとも言えない」「判断できない」を合わせると 18項目となり24の調査項目の3/4に当たり、手放しで「思うが多い」とは言えないのではないでしょうか。

- 11-3「環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち」については「思う」が多いとしているが「どちらとも言えない」と「どちらかといえばそう思う」で24 項目中23項目を占めるので手放しで「思う」とは言えないのではないでしょうか。
- 11-4 「いつでも安全、いつまでも安心して暮らせる」については 「どちらとも言えない」が23項目中15項目もあるのに、何故「思う」と言えるのでしょうか。
- 11-5「地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち」については「思わない」が多いとしているのはその通りだが、何故そうなるかについてどのように分析されていますか。又今後「思う」との回答を多くしてもらう為の方策をどう考えておられますか。

| 番号 | | 質疑 | • | 質問事項 | |
|----|--------------|----|---|------|--|
| 2 | 「部の仕事目標」について | | | | |

部の仕事目標とは、各部の部長が、担当分野の仕事について責任を持って業務を遂行するために、 年度当初に部としての組織目標を作成し、年度の終わりにその成果を評価していくものです。と あります。また この目標は、各部長と市民のみなさまとの約束である、とも書かれています。 その位置づけは第5次生駒市総合計画にそって、組織として目標を揚げ、事業内容を明らかにす るとともに、取り組んだ成果を明らかにするものが部の仕事目標です。とあります。目標として はA取組目標とB行革目標があります。以下具体的におたずねしますが、3月定例会で質問する 訳ですから、部長におかれては前期9月末での上期の評価に加えて10月以降今日までの実績を ベースにお答え頂ければと思います。

1. 企画財政部、建設部の行革目標について

企画財政部

取組項目として「パブリックコメント手続きの適正な運用・充実」がありますが、パブリックコメント手続きの適正な運用に努めるとともに、意見提出の告知方法などを検討し1件当たりの意見提出等件数を増やす。とあり1件当たりの平均提出意見等の件数20件。とありますが上半期の達成状況では「生駒市における都市計画道路の見直し素案」に対するパブリックコメントを実施し、意見が2件提出された。また今後の取り組みとして、意見募集の告知方法などを検討し1件当たりの意見提出等件数を増やす。とあります

一方建設部では

「具体的内容」として都市計画道路の見直し案の作成過程において、パブリックコメントを実施

するとともに、市広報紙、HPや報道機関への情報提供により周知する。とし「今後の取り組み」 として見直し案について、引き続き市HPで情報提供するとともに、法手続きを周知する。とあ ります。

質問1.①何故このように到底達成が無理と思える目標を2つの部が掲げるようになったのでしょうか。企画財政部は上期でほぼ目標達成は無理と考えられているのではありませんか。

②建設部においても上期でかなりトーンダウンしていると考えられますが、如何でしょうか。

質問2. 市長公室の取り組み目標について

①市民協働―平成24年度に実施する「市民満足度調査」において、市政に関心を持つ市民の割合を、70%にする。とありますが実際は61.7%でした。前回と変わらず。です。この数字をどう受け止めていますか。今後の目標値をどう考えますか。

②どこでも講座年間70件とありますが、上期では24件でした。達成の見通しは如何でしょうか?

③市民自治協議会の設立1箇所以上とありますが、結果は如何でしょうか?

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年2月26日

生駒市議会議長

山田 正弘 殿

生駒市議会議員

惠比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年2月26日午後2時22分受領

| | · · · · · · · · | | 丁仪 乙 时 乙二刀 文 页 | | |
|----|------------------------|--------------------------------|----------------|--|--|
| | の種類 付ける) | 質疑・一般質問 (一括質問方式・一問 | 一答方式》· 緊急質問 | | |
| 番号 | | 質疑・質問事項 | (要旨は別紙参照) | | |
| 1 | | □事現場における環境保全対策、市発注工項 確認について | 事における再生砕石の安 | | |
| 2 | 3 R の推進、事業系ごみの管理体制について | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

| 番号 | 質疑 • 質問事項 | | | |
|-----------------|---|--|--|--|
| 1 | 解体工事現場における環境保全対策、市発注工事における再生砕石の 安全性の確認について | | | |
| 新潟・新朗の亜旨 | | | | |

平成22年9月9日、厚生労働省、国土交通省、環境省より「再生砕石へ の石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について」と題する通知が各関係 団体に出されました。また、各都道府県知事・各政令市市長には、解体現場 のパトロール等を行い、再生砕石への石綿混入防止を徹底する旨、通知があ りました。その点を踏まえ、以下質問をさせていただきます。

- ①平成22年当時、国からの通知を受け、届け出のあった解体工事にどの ような対策を講じられましたか。
- ②平成24年度、届け出のあった解体工事の内、非飛散性アスベストの存 在が確認されたのは何件ですか。
- ③非飛散性アスベストを含む建材等の分別解体の状況はどのようにチェ ックされていますか。県との連携を含めお聞かせ下さい。
- ④市発注の公共工事で再生砕石が使用される場合、石綿混入の有無に関す る安全性のチェックはどのように行われていますか。

平成23年5月、平成23年度から10年間にわたる「ごみ半減プラン/生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」が策定されました。平成21年度、ごみの排出量は家庭系可燃ごみ3万2129t、事業系ごみ8165tでありましたが、同計画ではこれらの半減を目指しています。今回は取組みを進めるに当たり直面する諸課題への対応について質問します。

(1) 小型家電リサイクル法への対応について

①2012年8月、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化の促進を目的とした「小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)」が成立、2013年4月から施行されます。同リサイクル法について、どのような対応を考えておられるのか、お聞かせ下さい。

②使用済小型家電に類するものは現状、電話申込みにより収集されていますが、同リサイクル法のガイドライン(案)(使用済小型電子機器等の回収に係わるガイドライン)に示される特定対象品目は、概ねどの程度の量なのか、お聞かせ下さい。

③使用済小型家電の回収率を向上させるには、現状の電話申込み収集、まごころ収集以外に、公共施設や協力事業所などでの拠点回収も有効であると想定されますが、この点について考えをお聞かせ下さい。

(2) 古紙リサイクルについて

①集団回収における古紙回収業者の登録制について、2012年の第3回 定例会で質問したところ、「検討し、考えていきたい」との答弁がありまし たが、以降の状況についてお聞かせ下さい。

②現状、古紙回収は可燃ごみ収集と一緒に行われていますが、2012年度はどの程度の回収量となる見込みですか。対前年比での増減はいくらですか。

③現状のパッカー車による古紙収集は、どの程度の回収量(年間)まで対応可能か、お聞かせ下さい。

- (3)「(仮称)リサイクルセンターの整備」について
- ①平成24年度の実施計画のなかで、清掃リレーセンターをリユース・リサイクルセンターとして整備する事業が示されています。今年度の進捗についてお聞かせ下さい。
- ②平成27年度が目標年度となっていますが、それまでの工程をお聞かせ下さい。
- ③現在、リレーセンターは市民および事業者のごみ、資源ごみの持ち込みにのみ対応しており、許可業者回収の事業系ごみ、委託収集の家庭系ごみが搬入されていた時期と比べ、業務は縮小されています。今後の清掃事業における労働力の配分について、どのように考えられているのか、お聞かせ下さい。

(4) 事業系ごみの管理体制について

①事業系ごみの清掃リレーセンターおよび清掃センターへの搬入は、許可 収集業者分と事業者の直接持ち込み分があります。事業者に的確な啓発・指 導を行うには、事業所ごとの実績把握が必要となりますが、現状の対応をお 聞かせ下さい。

②受益者負担の観点から、事業ごみの公平な費用負担が求められます。ご み処理手数料が改定された平成24年10月以降の事業者への周知・指導体 制についてお聞かせ下さい。

平成25年 2月 26日

生駒市議会議長

山田 正弘 殿

生駒市議会議員 塩見 牧子 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年2月26日午後2時29分 受領

| | | r | | | | 午後 | | 2 年分 | 受領 |
|---|-----|-----|-------------|-------|----|----|-----|------|-----|
| 発言の種類 (○を付ける) 質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急 | | | 緊急質 | 問 | | | | | |
| 番号 | | , | , | 質疑・質問 | 事項 | | (要旨 | は別紙参 | ≽照) |
| 1 | 生駒市 | の教育 | 庁政につ | かいて | | | | | |
| 2 | | | | | | | - | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | N. |
| 5 | | | | | | | | | |

| 番号 | 質疑 • 質問事項 |
|----|--------------|
| 1 | 生駒市の教育行政について |
| · | 質疑・質問の要旨 |

昨今、いじめ、不登校、体罰、通学路、給食のアレルギー対応、特別支援教 育等、教育に関する事件や問題がメディアに報じられることが多く、また、本 市においては小中一貫校、幼保一元化の問題もにわかに浮上し、教育行政のあ りかた、教育委員会の活動の姿勢が問われている。

言うまでもなく、教育行政は、政治的中立と安定性の確保から、地方公共団 体の長から独立して設置する教育委員会によって執行されることになってい る。とはいえ、教育委員会に予算編成、提出権はなく、また教育委員は公選制 ではなく、議会同意が必要とはいうものの市長任命であることから、行政の長 からの完全な独立ということはありえず、「中途半端」な立ち位置に置かれざ るを得ないという側面もある。

しかしながら、最初に挙げたような問題が山積する現状において、その課題 解決に向けての市教育委員会独自の積極的な関わりと取組が必要と考える。そ こで、以下の点にお答えいただきたい。

- 1. 教育行政に関して、教育委員会と長それぞれの役割をどのようにお考え か、また、社会教育を市長部局に移管するなど、教育委員会の権限の縮 小を図ったり、首長がその権限を超えて教育に介入したり解体論を唱え たりする事例も散見されるが、両者の関係はどうあるべきとお考えか。 教育委員会委員としての教育長、市長それぞれのお考えをお聞かせいた だきたい。
- 2. 小中一貫教育や認定こども園、また高山スーパースクールゾーン構想や 南こども園創設に関して、合議機関としての教育委員会は具体的にどの ように関わられたのか、時系列順に具体的にご回答いただきたい。
- 3. 教育に関する諸課題について、これまでも教育委員会事務局では即時必 要な対応をしておられるが、合議機関としての教育委員会は、これらの 課題に対して今後どのような姿勢で取り組まれるのか。
- 行政から独立した機関として、施政方針とは別に教育委員会として毎年 4. 度教育方針を議会で表明すべきではないか。

国から地方公共団体への分権改革が進展する中、地方教育行政法が改正され、教育行政に関しても権限移譲の結果、市町村教育委員会の裁量が増しており、市独自の特色ある教育行政を行うことが求められる。分権時代の教育行政のありかたについて、以下の点にお答えいただきたい。

- 5. 市教育委員会としても少人数学級編成、小学校における隣接校学校選択制など、独自の取り組みを行っているが、市教委の裁量を大きくすべき分野とそうでない分野(統一性をあえて残す分野)、また、県教育委員会との役割分担についてどのようにお考えか。
- 6. 本市においては、平成21年に生駒市自治基本条例が制定され、まちづくりに参画する努力義務が規定されている。20歳未満の子どもについても、年齢に応じて参画する権利を有することが規定されているが、生駒市の学校教育においては、住民自治についてどのように教育し、まちづくりへの参画にどのようなかたちで取り組んでいるか。

平成一5年2月26日

生駒市議会議長

山田 正弘 殿

生駒市議会議員

下村 晴意 印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成 25 年 2 月 26 日 午後 2 時 25 分 受領

| | | | 午後 2 時 43 分 受領 | | |
|----|----------------------|--------------------|----------------|--|--|
| 1 | の種類 付ける) | 質疑・一般質問)(一括質問方式・一下 | 問一答方式)・ 緊急質問 | | |
| 番号 | | 質疑・質問事項 | (要旨は別紙参照) | | |
| / | 「子育 | 育て環境」の整備について | | | |
| 2 | 障害者の自立、就労支援の取り組みについて | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

| 番 号 | 質疑 · 質問事項 |
|-----|----------------|
| 1 | 「子育て環境」の整備について |
| | |

質疑・質問の要旨

「社会保障と税の一体改革」の重要な柱の一つとして、昨年6月通常国会で「子ども・子育て関連3法」が成立いたしました。3法の趣旨は、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども子育て支援を総合的に推進することであります。主な取り組みとして①認定子ども園制度の拡充、②認定子ども園、幼稚園・保育所を通じた共通給付(施設型給付)、及び小規模保育等地域型保育給付の創設、③地域の子ども子育て環境の充実を図ることを目的としております。

具体的な制度運用にあったては、自治体が重要な役目を担うことになって おり、各自治体が本制度運用(平成27年度施行)の前の準備段階で「地方版 子ども・子育て会議」の設置や、「子ども・子育て支援事業計画」の検討開 始など取り組まなければならないことがあります。

とくに本市においても喫緊の課題である保育所の待機児童については、更なる取り組みが必要だと考えます。

そこで、以下について質問いたします。

- ①「地方版子ども子育て会議の設置」について
- ②「子ども子育て支援事業計画」策定について
- ③ 待機児童の現状について
- ④ 待機児童解消に向けての取り組みについて

| 番号 | 質疑 • 質問事項 |
|----|----------------------|
| 2 | 障害者の自立、就労支援の取り組みについて |
| | |

「障害者優先調達推進法」が本年4月から施行されます。同法は、国と独立行政法人等に対して、障害者が就労施設で作った製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務付けるとともに、地方公共団体に対しても、障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。

現在、国などが商品の購入や業務委託する際は、競争入札による契約が原則になっており、民間企業に比べ競争力が弱い障害者就労施設が契約するのは難しいのが実情です。又、施設や自宅で働く障害者が増える一方、景気の低迷により民間企業からの仕事の依頼は減少しており、さらには障害者施設への発注が不安定のため、国からの安定した仕事を求める声が高まっていました。

こうした状況を踏まえて、障害者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的として本法律が制定されました。本法律は、自民、公明の両党が2008年に提出し、政権交代で廃案となった「ハート購入法案」をほぼ踏襲した内容となっています。

本法律によって、自治体には、「障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる」努力義務が課せられています。それを実効あるものとするために、①物品の調達目標を定めた調達方針を策定し公表しなければならず、②その方針に即して調達を実施し、③調達実績は取りまとめて公表する事が求められています。

そこで、以下について質問いたします。

- ① 本法律施行にあたり実施計画 (スケジュール) について
- ② 対象となる障害者就労施設等について
- ③ 障害者就労施設等への発注例について
- ④ 今後の課題について